



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2022年7月14日 No.498

会社提案「現業機関における新たな役割について」を受ける

東日本ユニオンは7月14日に経営側より「現業機関における新たな役割について」の提案を受けました。施策の目的として「変革2027の実現に向けた『新たな仕事と組織』において、現業機関と企画部門の融合により、現業機関での様々な担務の取りまとめや企画業務等の価値創造・問題解決をより推進する社員に対し、これまでの役割を更に広げる形で新たな役割を設ける」としています。

1 新たな役割について

現業機関における一般社員の中心として管理者を補佐し、箇所における様々な担務を取りまとめ、価値創造・課題解決に向けた業務を推進するとともに、業務遂行の中心的な役割を担う者を「イノベティブスタッフ」（新設）として指定する。

2 職務手当の見直しについて

賃金規程別表第17「一般社員の職務手当の支給基準及び支給額表」のうち、番号6及び番号7について、次のとおりとする。

番号	支給対象及び基準	支給額
6	駅等に勤務する者のうち、 (1) 特に指定された者	8,000円
	(2) 前号以外の者で、特に指定をされた者	6,000円
7	現業機関に勤務する者のうち、特に指定された者	11,500円

3 実施期日 令和4年10月1日

(参考) 今回の役割の新設により、業務主務はイノベティブスタッフに統合する。

《補足内容》

新たな役割について（イノベティブスタッフ）

- ・対象は新たな役割を踏まえて主務職を基本とするが、箇所の実態等に応じて主任職等へも指定することがある。
- ・手当について、教育手当・職務手当を支給していく。

○主務職⇒教育手当（42,000円） ○主任職等⇒職務手当（11,500円）

※なお、主任職2等級の社員については賃金規程別表第17号8番により1,000円を加算する。

《会社提案の団体交渉における特徴点》

- ・今後、様々な企画業務等を進める上で、系統を越えた連携や横断が必要となる。イノベティブスタッフの役割は、その課題克服において中心的に取りまとめを担うことである。
- ・役割を指定された場合は発令が伴う。
- ・指定する人数は現場実態による。イメージは各箇所数名程度となる。
- ・イノベティブスタッフの役割は業務主務の役割も内包していることから統合をしていく。

現場実態、働き方に即した役割と手当を実現していこう！